

一般消費者向け

# 国土交通省補助事業

# 住まいと 空き家相談会

相談  
無料

要事前申込

【住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住まいの確保と空き家等の適正管理及び有効活用に向けて】

※住宅確保要配慮者とは...

「高齢者、障がい者低額所得者、子育て世帯、その他住宅の確保に特に配慮が必要な世帯」

- 住宅確保要配慮者の入居に向けた住宅相談及び入居中の支援相談
- 空き家等の適正管理及び有効活用に向けた相談

※新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて中止となる場合がございます

令和4年度（開催場所・日時）

青森会場

令和5年2月1日(水)

10:30～14:00

アスパム 8階

「しらかみ」

共催:青森市

八戸会場

令和5年2月7日(火)

10:30～14:00

はっち 1階

「シアター1」

共催:八戸市

弘前会場

令和5年2月9日(木)

10:30～14:00

ヒロ口 3階

「多世代交流室2」

共催:弘前市

相談員

相談時間

「1組約30分」



- 空き家相談員（宅地建物取引士）
- 建築士
- 司法書士
- 市役所職員



青森県居住支援協議会

青森県不動産会館内

〒030-0861 青森市長島3丁目11-12

TEL:017-722-4086 / FAX:017-773-5180

<http://aomori-kyoju.com/>

